

いのち支える八戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

八戸市を目指して～

令和元年 11 月

八戸市

は じ め に

わが国の自殺者数は、平成 10 年に初めて年間 3 万人を超え、以後高止まりの状態が続いていましたが、国を挙げて様々な取組を行った結果、近年は減少傾向に転じています。



本市においては、ピーク時と比べると自殺者が減少してきておりますが、今なお、年間 40 人を越える方が自らの尊い命を絶っているという深刻な状況が続いています。

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

本市は、これまで、こころの健康づくりの推進や自殺予防講演会の開催等の自殺予防に関する普及啓発に取り組んできましたが、今回の自殺対策計画策定を機に、行政全体として自殺対策を推進するための庁内横断的な体制の構築及び保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関・団体等との有機的な連携を図るための八戸市自殺対策ネットワーク会議を新たに立ち上げ、行政内部及び外部との連携を強化しました。

このような体制の下、全ての市民が、かけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない八戸市」を目指し、このたび、「いのち支える八戸市自殺対策計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、行政をはじめ関係機関や民間団体、市民の皆様と協働し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました八戸市自殺対策ネットワーク会議の皆様、関係者及び市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和元年 11 月

八戸市長 小林 眞

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	1
4. 自殺対策の数値目標	1

第2章 八戸市における自殺の現状

1. 自殺者数、自殺死亡率の推移	3
2. 性・年代別の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較	4
3. 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率	5
4. 自殺未遂歴の有無	6
5. 勤務・経営関連	7
6. 八戸市の自殺者の特徴	8

第3章 自殺対策における取組

1. 本市の自殺対策が目指すもの	10
2. 自殺対策の基本方針	11
3. 施策体系	13
4. 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	14
(2) 自殺対策を支える人材の育成	16
(3) 市民への啓発と周知	17
(4) 生きることの促進要因への支援	19
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	25
5. 重点施策	
(1) 高齢者対策	27
(2) 生活困窮者対策	31
(3) 勤務・経営対策	34
6. 生きる支援関連施策	36

第4章 自殺対策計画の推進体制

1. 推進体制 42

2. 進行管理 42

<資料>

1. 自殺対策計画策定経過 43

2. 八戸市自殺対策ネットワーク会議構成員 44

3. 自殺対策基本法 45

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

本市の自殺者数はピーク時と比べると減少してきていますが、いまだ年間40人以上の方が自殺により亡くなっており、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は全国より高い状況となっています。

こうした中、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案し、市町村自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

本市も、自殺総合対策大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、地域の実情に即した自殺対策を総合的に推進するために、いのち支える八戸市自殺対策計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」や青森県の「いのち支える青森県自殺対策計画」及び本市の上位計画である「第6次八戸市総合計画」との整合を図ります。

3. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直しをすることから、本計画の計画期間は、令和6（2024）年度までとし、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、内容の見直しを行います。

4. 自殺対策の数値目標

国は、「令和8（2026）年までに自殺死亡率^(*)を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させる」ことを当面の目標としていることから、本市でも、当面の目標として令和8（2026）年までに、平成27（2015）年の自殺死亡率19.9を30%以上減少させ13.9以下とするため、計画期間中の目標値として、令和6（2024）年までに、自殺死亡率15.0以下とすることを目指します。

^(*)人口動態統計に基づく自殺死亡率

本計画で用いている主な統計等について

■厚生労働省「人口動態統計」

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上しています。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

■警察庁「自殺統計」

警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上し、捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成・計上しています。（※住所地を基に計上したものもあります。）

■特別集計

警察庁自殺統計原票データを自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計したものです。

■青森県保健統計年報

青森県が作成している青森県の人口動態統計で、県内各市町村の人口動態に関するデータが掲載されています。

■地域自殺実態プロフィール

国は、地方公共団体の自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した「自殺実態プロフィール」を作成し提供しています。

このプロフィールは、自殺統計、人口動態統計調査、国勢調査、企業・経済統計、国民生活基礎調査等に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性等を各種グラフ等を用いて表示したものです。

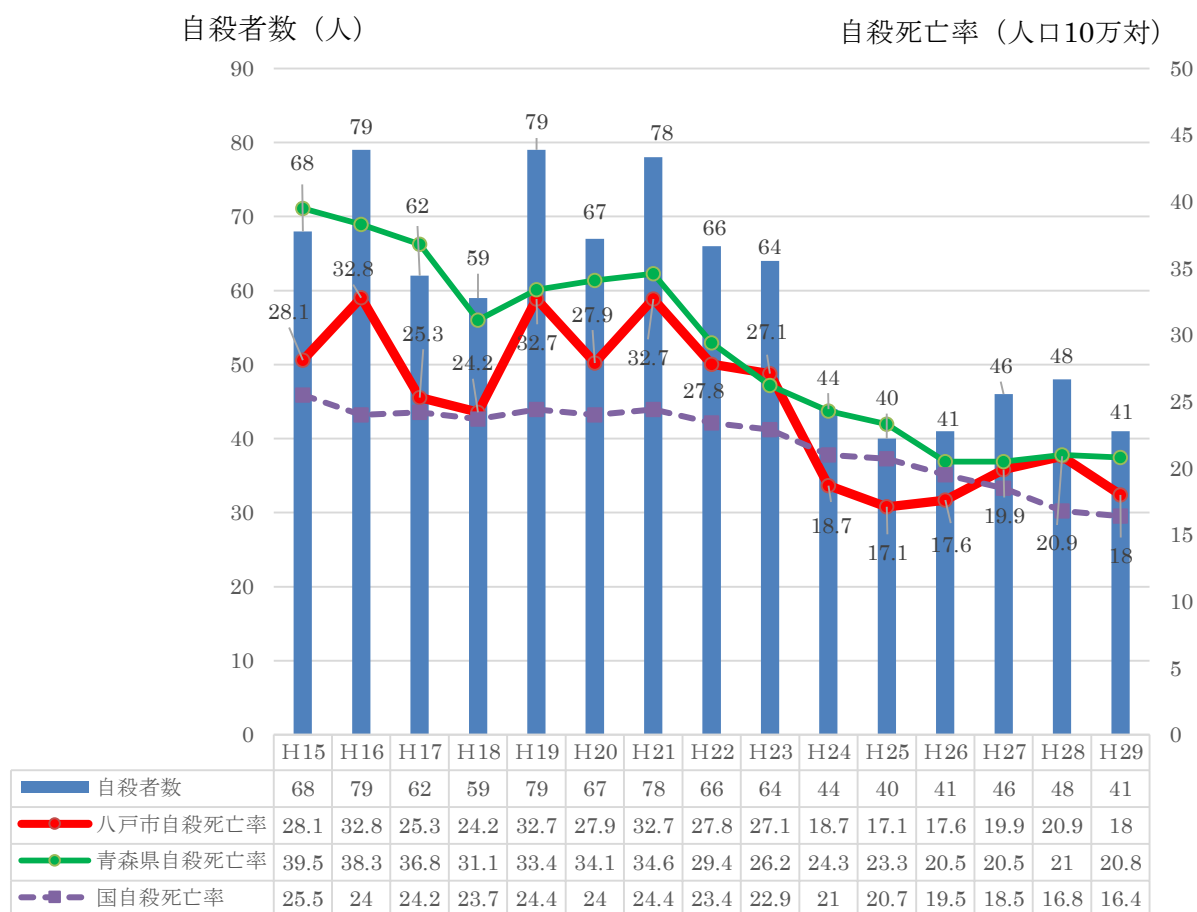
第2章 八戸市における自殺の現状

1. 自殺者数、自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、多い時は年間 80 人近くでしたが、平成 22 年以降は、年毎の増減はあるものの、おおむね減少傾向となり、ここ数年は 40 人台で推移しています。

自殺死亡率も、おおむね減少傾向ですが、本市の自殺死亡率は、全国と比較すると高い状態にあります。(図 1)

図 1 自殺者数・自殺死亡率の推移



人口動態統計（厚生労働省）、青森県保健統計年報より八戸市作成

2. 性・年代別の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較

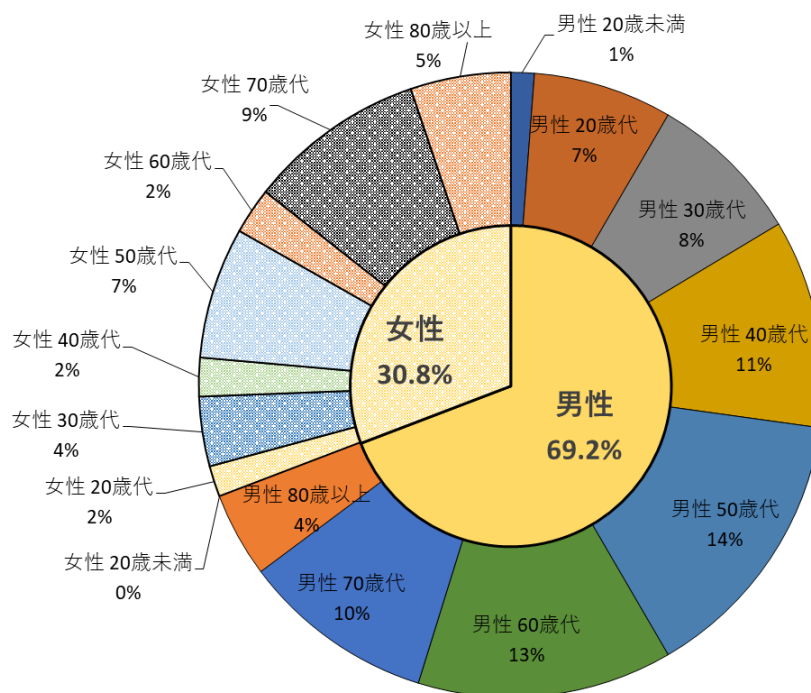
性別の自殺者の割合では、男性が全体の約7割を占め、女性の2倍以上となっています。

年齢別では、男性は50歳代が最も多く、60歳代、40歳代と続き、女性は70歳代が最も多く、50歳代、80歳以上の順となっています。(図2)

全国と比較すると、男性では50～70歳代で、女性では50歳代、70歳代以降の年代で、全自殺者に占める割合が全国より高くなっています。(図3)

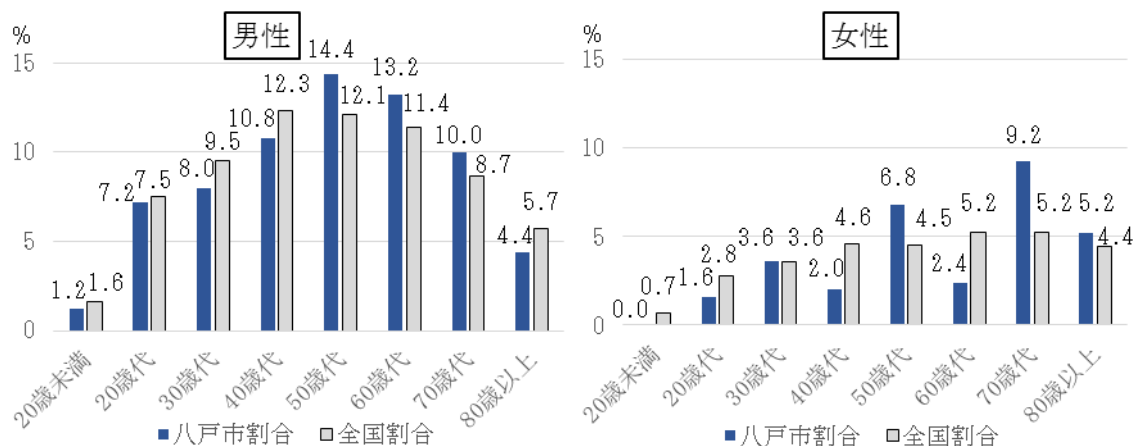
自殺死亡率については、男性が20～70歳代で全国より高く、女性では、30歳代、50歳代、70歳以降の年代で全国より高くなっています。(図4)

図2 性・年代別の自殺者割合 (H25～29年平均) (自殺統計(自殺日・住居地))



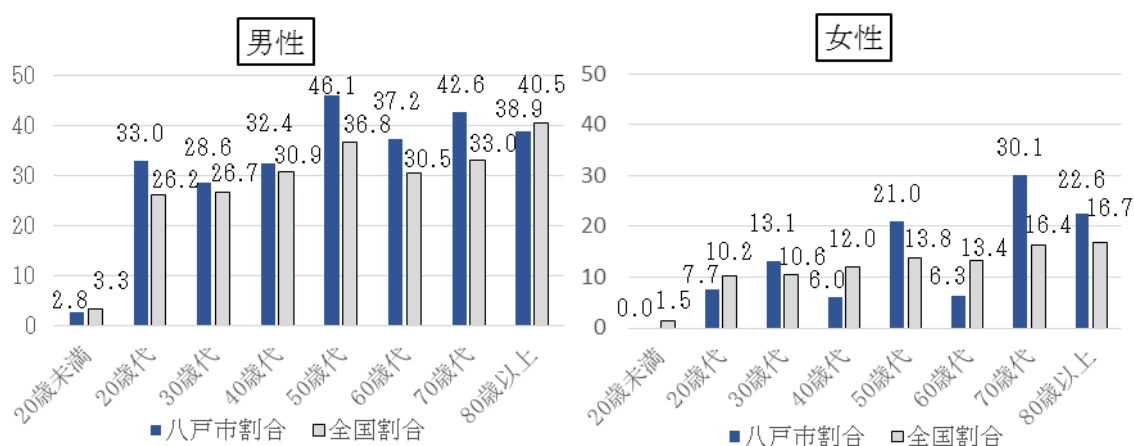
地域自殺実態プロファイルより八戸市作成

図3 性・年代別の自殺者割合 (H25～29年平均) (自殺統計(自殺日・住居地))



出典：地域自殺実態プロファイル (2018) より八戸市作成

図4 性・年代別の自殺死亡率



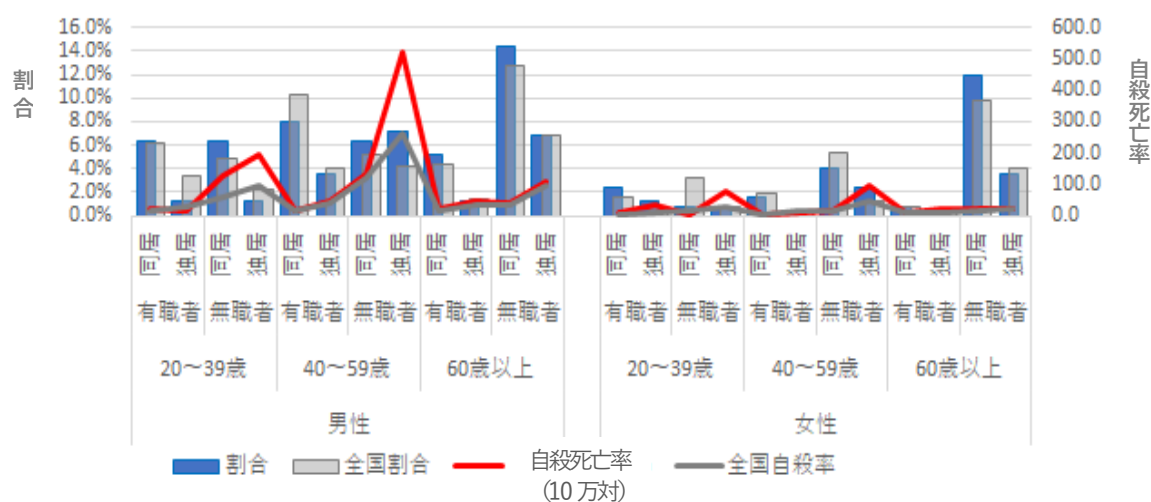
出典：地域自殺実態プロファイル (2018) より八戸市作成

3. 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率

生活状況別(性別・年齢階級(成人3区分)・職業の有無・同居人の有無)の自殺者の割合では、男女とも60歳以上の無職者で、同居人有が最も高く、自殺死亡率では、男女とも40～59歳の無職者で同居人无が最も高くなっています。(図5)

図5 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率

(特別集計 (自殺日・住居地、H25～29 合計))

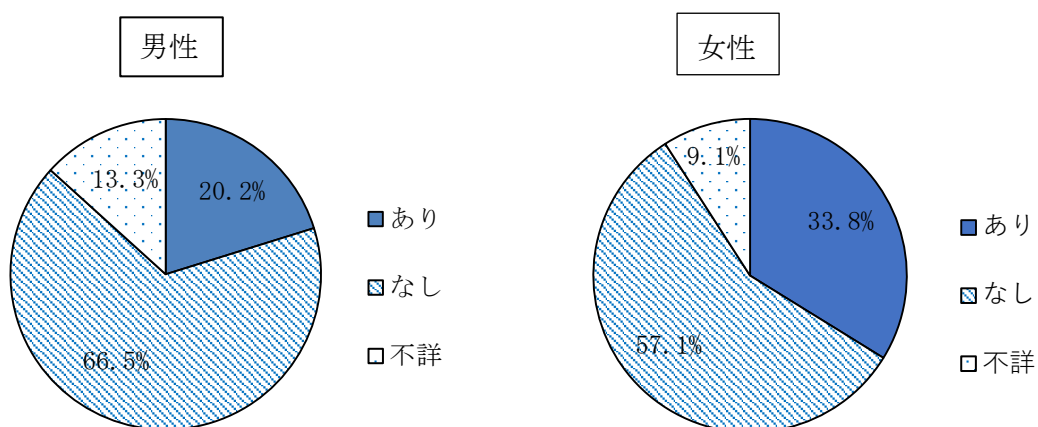


出典：地域自殺実態プロフィール (2018)

4. 自殺未遂歴の有無

自殺者のうち、過去に自殺未遂歴がある割合は、平成 25 年から 29 年の計で、24.4%となっており、性別では男性が 20.2%、女性が 33.8%となっています。(図6)

図6 男女別自殺未遂歴の有無 (自殺統計 (自殺日・住居地))



資料：地域自殺実態プロフィール (2018) より八戸市作成

5. 勤務・経営関連

(1) 有職者の自殺の内訳

有職者における「自営業・家族従業者」と「被雇用者・勤め人」の内訳は、「自営業・家族従業者」が24.4%、「被雇用者・勤め人」が75.6%となっています。(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)(表1)

表1 有職者の自殺の内訳(特別集計(自殺日・住居地、H25～29 合計))

職業	自殺者数(人)	割合	全国割合
自営業・家族従業者	20	24.4%	20.3%
被雇用者・勤め人	62	75.6%	79.7%
合計	82	100.0%	100.0%

出典：地域自殺実態プロファイル(2018)

(2) 地域の事業所規模別事業所数及び従業者割合

本市の事業所(11,715 か所)について、事業所の規模別にみると、従業者19人以下の事業所が全体の89%を占めています。

また、本市の従業者の41%が従業者19人以下の事業所に、22%が20～49人の事業所に、37%が50人以上の事業所に勤務しています。(図7、表2)

図7 地域の事業所規模別事業所/従業者割合

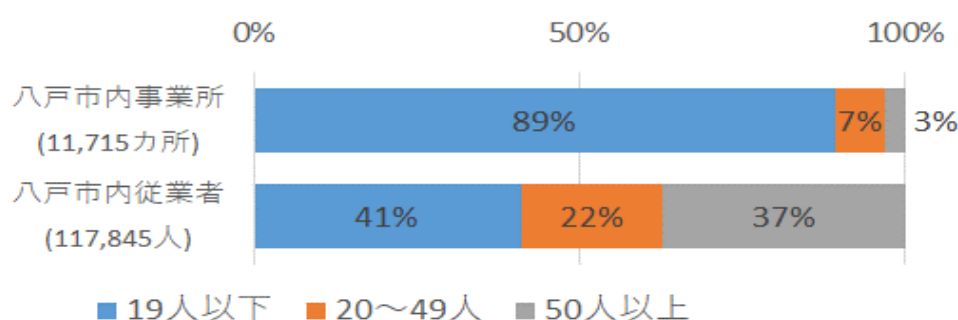


表2

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	11,715	6,716	2,252	1,467	528	349	227	132	44
従業者数	117,845	13,753	14,815	19,793	12,601	13,115	15,515	28,253	-

出典：地域自殺実態プロファイル(2018) (資料：H26 経済センサス-基礎調査)

6. 八戸市の自殺者の特徴

生活状況別(性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無)の上位5区分をみると、自殺者に占める割合が最も高いのは、「男性・60歳以上・無職・同居人有」で、上位5区分中、3区分が60歳以上となっております。

また、「男性40～59歳」では、有職・無職ともに上位区分に入っており、勤務関係の問題や失業といった要因が自殺の背景として考えられます。

(表3)

表3 八戸市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H25～29 合計））

	上位5区分*	自殺者数 5年計	割合	自殺 死亡率** (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路***
1	男性 60歳以上 無職同居	36人	14.4%	39.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ) + 身体疾患→自殺
2	女性 60歳以上 無職同居	30人	12.0%	20.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3	男性 40～59歳 有職同居	20人	8.0%	17.0	配置転換→過労→職場の人間関係 の悩み+仕事の失敗→うつ状態→ 自殺
4	男性 40～59歳 無職独居	18人	7.2%	522.3	失業→生活苦→借金→うつ状態→ 自殺
5	男性 60歳以上 無職独居	17人	6.8%	109.2	失業(退職) + 死別・離別→うつ状 態→将来生活への悲観→自殺

* 順位は自殺者数の多さに基づき年齢は20～39歳 40～59歳、60歳以上の3区分です。

** 自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計したものです。

*** 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしたもので、示された危機経路は一例です。

出典：地域自殺実態プロファイル(2018)

参考表) 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況				背景にある主な危機経路の例
男性	20～39 歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60 歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39 歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60 歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

主な危機経路の例は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考にしています。

出典：地域自殺実態プロファイル(2018)

第3章 自殺対策における取組

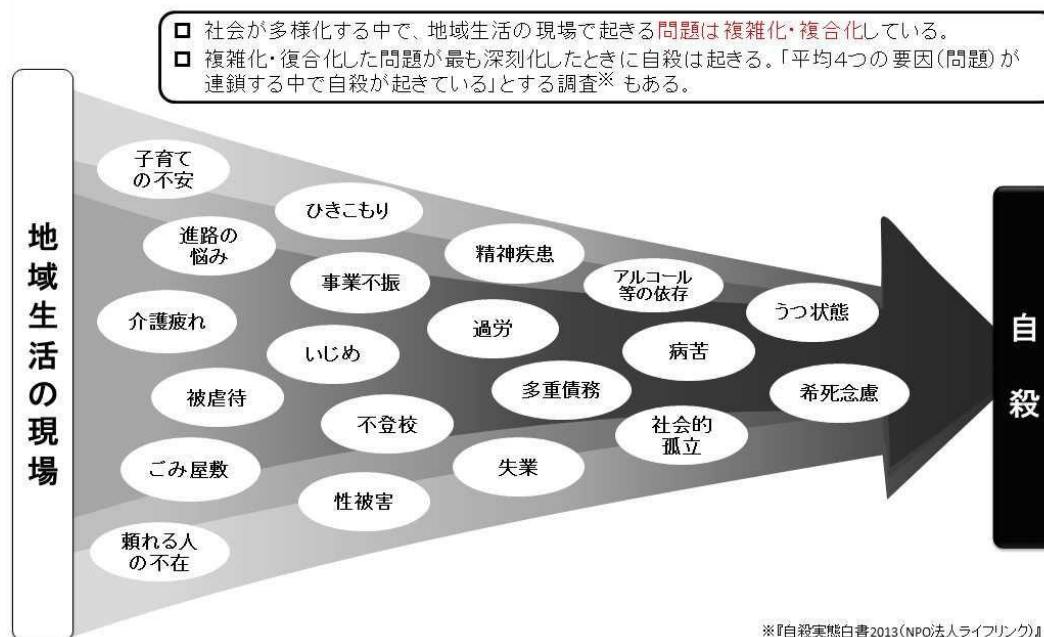
1. 本市の自殺対策が目指すもの

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因があることが知られています。

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。

そのため、本市では、既存の事業を最大限活用した部署横断的な支援体制を構築し、また、市民一人ひとりがこころの健康づくりの大切さを意識し、個々人の問題ではなく、市全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりへ向け、各関係機関や団体の皆様と連携しながら、総合的な自殺対策を推進し、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され「誰も自殺に追い込まれることのない八戸市」を目指します。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 自殺対策の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進します

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

また、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる「生きることの包括的な支援」として実施します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要で、様々な分野の関連施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携の効果を高めるよう総合的に対策に取り組みます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を推進します

自殺対策に係る個別の施策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」に分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、さらに、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」とそれぞれの段階ごとに施策を講じる必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として推進します

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助

を求めるということが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

各関係機関と連携してゲートキーパーの養成に力を入れ、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくことのできる市民を一人でも多くし、ＳＯＳを出している人が適切な相談先で支援を受けやすい地域社会を目指し、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

3. 施策体系

目指す姿

全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない八戸市



基本施策及び重点施策により、地域の特性に応じた実効性の高い取組を実施するとともに、既存事業を「生きる支援」に関連する事業に位置付けることにより、全庁的、総合的に自殺対策を推進します。

基本施策

国が全国的に実施することが望ましいとしている、地域で自殺対策を推進する上での基盤的な取組

- (1) 地域におけるネットワークの強化
 - ①地域におけるネットワークの強化
 - ②特定の問題に関する連携・ネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
 - ①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
 - ②自殺未遂者への支援
 - ③遺された人への支援
- (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

重点施策

本市の自殺者数の多いハイリスク群に対する取組

- (1) 高齢者対策
 - ①高齢者とその支援者に対する情報周知
 - ②自殺リスクの高い高齢者への気づきや適切な支援先へのつなぎ
 - ③高齢者の居場所づくりや介護予防、社会参加の推進
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 勤務・経営対策

生きる支援関連施策

基本・重点施策以外の「自殺対策（生きることの包括的な支援）」の取組

4. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。地域で構築されているネットワーク等と自殺対策の連携を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、商工・労働その他関連する分野での連携強化に取り組めます。

① 地域におけるネットワークの強化

	事業・取組	内容	担当課
1	八戸市自殺対策ネットワーク会議	自殺対策に関わる保健、医療、福祉、教育、商工・労働、警察・消防、民間団体等の連携強化及び情報交換により、本市の自殺対策の推進を図ります。	健康づくり推進課
2	八戸市地域保健医療対策協議会	保健医療関係者、学識経験者等により、自殺対策など地域の保健医療対策の総合的な推進に必要な事項について審議を行うとともに、関係機関・団体との情報共有を図ります。	保健総務課

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

	事業・取組	内容	担当課
3	八戸市虐待等防止対策会議	庁内の個別会議（八戸市要保護児童対策地域協議会、八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議及び八戸市いじめ問題対策連絡協議会）における虐待等への対応状況についての情報を共有し、虐待等の防止に向けた関係機関との連携強化を図る取組や関連施策の充実を図ります。	福祉政策課

4	ひきこもり対策ケース会議	地域支援者、警察関係者、行政機関の職員、その他ひきこもりの相談関係者等の関係機関が相互に連携し、ひきこもり支援の充実を図ります。	健康づくり推進課
5	地域包括支援センター運営業務	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市内12の日常生活圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、専門職が、高齢者やその家族等に対し、相談対応、介護認定申請等の代行などの必要な支援を行います。また、地域のネットワークを構築し、安心して生活できる環境を作ります。	高齢福祉課
6	八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会	医療と介護の専門職が出席し、高齢者が、医療と介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、連携における課題とその対応策について検討します。	高齢福祉課

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018年度)	目標値 (2024年度)
八戸市自殺対策ネットワーク会議	—	年1回

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成するなど、専門家や関係者のみならず、幅広く自殺対策を支える人材の育成を図ります。

	事業・取組	内容	担当課
7	ゲートキーパー養成研修	保健推進員や民生委員・児童委員、一般市民等を対象としたゲートキーパー養成研修を開催します。	健康づくり推進課
8	心のケア研修講座	市内小中学校の教員を対象に、子どもたちの自傷行為や自殺等の予防につながる指導や支援等についての研修を実施します。	総合教育センター
9	民生委員・児童委員	地域住民の福祉に関する困りごとの身近な相談相手となり、支援を必要とする人を行政や専門機関へつなぎます。	福祉政策課
10	保健推進員	健康に関する知識を身につけ、地域の健康増進のための情報を提供するなどし、支援が必要な人や気になる人を保健師につなぎます。	健康づくり推進課

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
ゲートキーパー養成研修の年間受講者数	—	50 人以上

(3) 市民への啓発と周知

市民が自殺対策について理解を深め、一人で悩まずに相談する意識の醸成を図るため、自殺予防の啓発や相談先情報の周知に取り組みます。

	事業・取組	内容	担当課
11	自殺予防講演会	こころの健康づくりに関する知識の普及啓発及び地域全体で自殺予防に向けた対策の重要性について理解を深めることを目的に、年1回講演会を開催します。	健康づくり推進課
12	自殺予防に関する啓発普及	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせ、広報等での周知、健康教育、パンフレットやグッズの配布等を行います。	健康づくり推進課
13	図書館の企画展示	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせ、自殺予防となるような、心を癒す図書等の展示、貸出しを行います。	図書館
14	相談窓口の周知	本市の「こころの相談窓口」について、市内全戸配布の「わが家の健康カレンダー」に掲載します。また、青森県が作成している「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」を窓口等で配布します。	健康づくり推進課
15	認知症サポーター養成事業	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座を開催し、講座を終了した認知症サポーターが、認知症と思われる高齢者の見守りや家族を支援します。	高齢福祉課

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
自殺予防講演会の参加者へのアンケートで「地域全体で自殺予防に向けた対策の重要性について理解が深まった」と回答した人の割合	—	100%

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため、様々な悩みや生活上の困難などの自殺リスクを抱える可能性のある人への相談支援や自殺未遂者、遺された人への支援に関する対策を推進します。

また、相談支援に当たっては、複合的な悩みを抱えた人が、必要な相談窓口につながるよう関係部署が密接に連携して対応します。

① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

<妊産婦、子育て世代、女性に対する相談支援>

	事業・取組	内容	担当課
16	マタニティ健康相談	妊娠届出時に、妊娠中の健康不安や出産などの相談に応じ、安心して出産できるように支援します。	健康づくり推進課
17	子育て世代包括支援センター事業	妊産婦及び乳幼児の保護者の相談に応じるとともに、妊産婦自身が安心して子育てできるようにプランを作成し、保健師や助産師等の専門職が個々の状況に応じた包括的な相談支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。	健康づくり推進課
18	産後ケア事業	産後4か月までの産婦と乳児、育児支援者がいない方や身近に相談者がいない方のうち、産後の体調不良等で安定した養育が難しい方、精神的な落ち込みがある方、育児の心配が強い方に対し、委託している市内の助産院において日中通所型のサービスを提供します。	健康づくり推進課

19	産前・産後サポート事業	妊娠 8 ～ 9 か月頃の妊婦に対し、妊娠・出産及び子育てに対する悩みや孤立感等に対し相談支援を行い、安心して過ごせるようにサポートします。	健康づくり推進課
20	母子訪問指導事業	妊産婦及び乳幼児のいる家庭に保健師等が訪問し、育児相談・情報提供を行い、保護者の不安の解消を図るための支援を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス利用等に結びつけます。	健康づくり推進課
21	子育てサロン支援事業	孤立した子育て環境とならないよう、地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場として開催される子育てサロンの運営を支援し地域の子育てを支えます。	こども未来課
22	教育相談	教育相談員、専門指導員による電話相談や来所相談を行います。 学校支援によって児童生徒への適切な環境整備・支援を目指した巡回相談や訪問相談を行います。	こども支援センター
23	女性の健康支援センター事業	思春期から更年期に至る女性からの女性特有の身体的・精神的な悩みや健康状態等に関する相談に対し、助言や指導等を行います。また、3月の女性の健康週間に合わせ、講演会を開催します。	健康づくり推進課
24	女性相談	来所相談や電話相談を通じて、DV被害者の早期発見及び助言・問題解決等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行います。	子育て支援課

＜心身の健康等に対する相談支援＞

	事業・取組	内容	担当課
25	健康相談	窓口及び電話にて保健師等が心身の健康に関する個別の相談に応じ、支援します。	健康づくり推進課
26	地域医療連携室における各種相談	医療費や社会福祉制度の活用等に関する医療福祉相談や、転院や施設入所、在宅療養をする際の看護及び介護等についての相談、がんに関する相談等について、看護師や医療ソーシャルワーカーが相談に応じ、支援します。	地域医療連携室 (八戸市立市民病院)
27	精神保健福祉相談	こころの病気（依存症含む）で悩んでいる方の相談に応じ、支援します。	保健予防課

＜障がい者、高齢者への相談支援＞

	事業・取組	内容	担当課
28	障がい者虐待相談	障がい福祉課及び市委託相談支援事業所（3事業所）の4箇所からなる八戸市障がい者虐待防止センターで、障がい者の虐待について相談に応じ、支援します。	障がい福祉課
29	高齢者虐待相談	高齢者を権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援します。	高齢福祉課

30	成年後見センター事業	年齢や障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できる共生社会を目指して、関係機関と連携及び協働により、成年後見制度等の普及及び相談、その他の権利擁護に資する事業を行います。	高齢福祉課
31	高齢者あんしん相談	高齢福祉課の窓口及び電話、メールで、高齢者等からの相談に応じ、支援します。	高齢福祉課
32	介護相談	介護保険に関する相談について、窓口・電話等により随時対応し、支援します。	介護保険課

<家庭問題、市民生活等に関する相談支援>

	事業・取組	内容	担当課
33	家庭相談	家庭における人間関係、児童養育の健全化等家庭児童の福祉向上を図るため、家庭相談員を配置し、相談に応じ助言指導を行います。	子育て支援課
34	市民生活相談	弁護士による法律相談等専門家による専門相談及び職員による日常生活の中の困りごとや心配ごとの一般相談を通じて、市民が抱える様々な問題の相談に応じ、適切な助言により市民生活の向上を図ります。	くらし交通安全課
35	消費生活相談、啓発活動	八戸市消費生活センターに寄せられる相談への対応や啓発活動（若年者向け出前講座、BeFMでの消費者トラブル事例の紹介）、消費者講座、ほっとスルメールでの特殊詐欺等に関する注意喚起等を行います。	くらし交通安全課

② 自殺未遂者への支援

	事業・取組	内容	担当課
36	八戸・上十三地域メディカルコントロール協議会事例検討会	医師の事後検証を受けた搬送事例を検討会で発表（自殺企図を含む）し、医師から直接フィードバックを受けることにより、救急活動の適正化及び救命率の向上を目指します。	消防本部 指令救急課
37	救急救命士及び救急有資格者の養成・研修	精神科領域及び自殺に関する講義を含む研修の受講による救急救命士及び救急資格者の新規養成、並びに救急救命士再教育を推進することで自殺企図による救急要請への対応力向上を図ります。	消防本部 指令救急課

③ 遺された人への支援

	事業・取組	内容	担当課
38	「自死遺族のつどい」の周知	青森県立精神保健福祉センターが主催し、市内で年3回開催される「自死遺族のつどい」について、市広報への掲載や窓口での配布等により市民への周知を図ります。	健康づくり推進課
39	リーフレットの配布	青森県立精神保健福祉センター作成の「大切な方を亡くされたあなたへ（自死遺族の方へ）」を配布します。	健康づくり推進課

<「自殺」と「自死」について>

「自殺」と「自死」の用語については、様々な意見があることを踏まえ、誤解や偏見に苦しむ遺族に配慮し、遺族支援においては、「自死」という用語を使用しています。

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
乳児訪問指導実施率、産後うつ病質問票による「産後うつ傾向の母親の割合」	①乳児訪問指導実施率 98.1% ②産後うつ傾向の母親の割合 5.1%	①100% ②減少
高齢者あんしん相談窓口で相談を受けた当日中の対応と支援	100%	100%
救急救命士及び救急有資格者の養成・研修	① 管轄する救急隊全 16 隊中 6 隊が常時救命士運用隊 ②救急救命士再教育達成率 97.7%	①全救急隊 ②100%

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒がいのちの大切さに加え、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、一人で問題を抱え込まず、他者に支援を求めることができるよう、環境整備等に取り組みます。

	事業・取組	内容	担当課
40	自殺予防に向けた心の教育等の推進	道徳や保健体育等の授業を通して、児童生徒が困難な事態や強い心理的負担を受けた時などの対処の仕方を身に付けるための教育について、内容の充実を図ります。	教育指導課
41	いじめ防止対策事業	八戸市いじめ防止基本方針に基づき、啓発活動やいじめ防止対策組織の設置等により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行います。 また、啓発活動の一環として、「いじめの問題等に関する対話集会」の開催により、子どもたちが、いじめの問題について主体的に考え、問題解決に取り組もうとする心を育みます。	教育指導課
42	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置・派遣し、児童生徒をめぐる様々な問題の解決・改善を図るための支援を行います。	教育指導課
8	心のケア研修講座【再掲】	市内小中学校の教員を対象に、子どもたちの自傷行為や自殺等の予防につながる指導や支援等についての研修を実施します。	総合教育センター

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
自殺予防に向けた心の教育等の推進にかかる庁内関係課間での検討・情報共有	—	年 1 回
スクールソーシャルワーカー活用事業におけるケース会議	年 198 回	年 220 回

5. 重点施策

地域自殺実態プロファイルによると、本市の平成 25 年から 29 年の 5 年間の自殺者 250 人のうち、60 歳代以上は 111 人と全体の 44.4%を占めており、今後さらに高齢化が進む中、高齢者への自殺対策はより重要となってきます。

また、同プロファイルにおいては、地域において優先的な課題となり得る施策について、本市の自殺者の特徴から、「高齢者」に加え、「生活困窮者」、「勤務・経営」に関わる取組を推奨しています。

これらのことから、「高齢者対策」、「生活困窮者対策」、「勤務・経営対策」を重点施策として位置付け、自殺対策の取組を推進していきます。

(1) 高齢者対策

高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下や慢性疾患などの身体的問題、環境変化等がきっかけで、閉じこもりや抑うつ状態に陥りやすいといった特有の課題があります。

高齢者の自殺対策については、これらを踏まえ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

こうしたことから、本市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体等の支援等を適切に活用し、高齢者やその支援者に対する支援情報の周知、自殺リスクの高い高齢者への気づきや適切な支援先へのつなぎ、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の推進など、生きることの包括的な支援としての施策を推進します。

① 高齢者とその支援者に対する情報周知

	事業・取組	内容	担当課
43	地域ケア会議	地域包括ケアシステムを実現するため、医療・介護の多職種や地域の関係者が集まり、高齢者個人に対する支援の充実を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域の共通課題を関係者で共有し、解決を図ることを目的とした「圏域ケア推進会議」、社会基盤の整備の推進を目的とした「地域ケア推進会議」を開催します。	高齢福祉課

5	地域包括支援センター 運営業務 【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市内12の日常生活圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、専門職が、高齢者やその家族等に対し、相談対応、介護認定申請等の代行などの必要な支援を行います。また、地域のネットワークを構築し、安心して生活できる環境を作ります。	高齢福祉課
6	八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会 【再掲】	医療と介護の専門職が出席し、高齢者が、医療と介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、連携における課題とその対応策について検討します。	高齢福祉課

② 自殺リスクの高い高齢者への気づきや適切な支援先へのつなぎ

	事業・取組	内容	担当課
15	認知症サポーター養成事業 【再掲】	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座を開催し、講座を終了した認知症サポーターが、認知症と思われる高齢者の見守りや家族を支援します。	高齢福祉課
29	高齢者虐待相談 【再掲】	高齢者を権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援します。	高齢福祉課

30	成年後見センター事業 【再掲】	年齢や障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できる共生社会を目指して、関係機関と連携及び協働により、成年後見制度等の普及及び相談、その他の権利擁護に資する事業を行います。	高齢福祉課
31	高齢者あんしん相談 【再掲】	高齢福祉課の窓口及び電話、メールで、高齢者等からの相談に応じ、支援します。	高齢福祉課
32	介護相談 【再掲】	介護保険に関する相談について、窓口・電話等により随時対応し、支援します。	介護保険課

③ 高齢者の居場所づくりや介護予防、社会参加の推進

	事業・取組	内容	担当課
44	老人クラブ育成事業	高齢者の社会参加や生きがい対策を促進し、社会奉仕活動や教養教室、健康増進事業等の活動を通し、互いの親睦と生きがいを高めるため、市内老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に対し活動費の助成を行います。	高齢福祉課
45	鷗盟大学運営事業	高齢者が新しい知識や教養を身につけ広く仲間づくりを行うことにより、生きがいを高め、明るく豊かな生活を送る一助とするため鷗盟大学を開設、運営します。	高齢福祉課

46	高齢者バス特別乗車証支給事業	高齢者の生きがいや社会参加促進を目的とし、市営バス・南部バスの市内乗合バス運行路線を1年間乗車できる特別乗車証を交付します。	高齢福祉課
47	老人福祉センター及び老人いこいの家運営事業	高齢者を対象に、健康づくり・仲間づくり・趣味活動等の場を提供し、高齢者の生活や健康に関する各種相談に応じ、支援します。	高齢福祉課(指定管理者が管理運営)
48	介護予防普及啓発事業	介護予防に関する情報を高齢者に提供することにより、介護予防について考えるきっかけを作ります。	高齢福祉課
49	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の介護予防及び生活支援を目的として、その心身や置かれているその他の状況に応じて、訪問型及び通所型サービス等の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。	高齢福祉課
50	八戸市シルバー人材センター補助金	高齢者に就業機会を提供し、生きがいの充実や福祉の増進に寄与するシルバー人材センターの安定運営を図るため、補助金を交付します。	産業労政課

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
高齢者バス特別乗車証利用者数	14,956 人	15,500 人
八戸市シルバー人材センター就業延人数	118,172 人	124,000 人
高齢者あんしん相談窓口で相談を受けた当日中の対応と支援 【再掲】	100%	100%

(2) 生活困窮者対策

複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクを抱えている人が少なくありません。生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組などと連携し包括的な支援に取り組めます。

	事業・取組	内容	担当課
51	八戸市生活困窮者自立相談支援事業	「八戸市生活自立相談支援センター」を開設し、生活困窮者からの相談を広く受け止め、健康、障がい、仕事、家族関係など多様で複合的な課題を分析し、その解決に向けた専門機関への適切なつながりや個々の状態に合わせた自立支援計画を作成し、支援します。	生活福祉課
52	住居確保給付金	離職や自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれの高い方に、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居と就労機会の確保を支援します。	生活福祉課
53	八戸市生活困窮者等学習支援事業	生活困窮世帯の中学校から高等学校までの生徒に対し、特定の場所を確保した拠点型の学習指導を行います。 また、拠点型の支援に参加する生徒とその保護者への、学校生活や進路等に関する相談支援を通じて生徒（世帯）の状況を把握し、必要に応じて訪問型・通信型の学習支援を行います。	生活福祉課
54	八戸市生活保護受給者等就労準備支援事業	就労意欲が低い、生活習慣の改善が必要等の課題を抱え、直ちに就労することが困難な生活困窮者を対象に、就労に向けた支援や就労機会を提供します。	生活福祉課

55	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭を対象とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業や母子家庭等高等職業訓練促進等給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。	子育て支援課
56	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、寡婦に対して福祉資金を貸付します。	子育て支援課
57	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその児童を入所させ、保護・自立の促進のために生活を支援します。	子育て支援課
58	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の父母が、自立のための修学、疾病等により、生活援助及び保育サービスが必要な場合や生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣します。	子育て支援課
59	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等を対象に、就業相談や就業支援講習会、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、弁護士による法律相談を実施します。	子育て支援課
60	就学援助、特別支援教育就学奨励費支給事業	(就学援助)経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助費を支給します。 (奨励費)特別支援学級などに就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費などの一部を支給します。	学校教育課

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
八戸市生活困窮者自立相談支援事業	新規相談件数 434 件 延べ相談件数 2, 009 件	継続実施

(3) 勤務・経営対策

本市では、働き盛りの男性の自殺者が多く、また、被雇用者・勤め人と自営業・家族従業者では自営業・家族従業者の自殺者数の割合が、全国と比較すると高くなっています。

労働者数 50 人未満の小規模事業場はメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されていることから、地域の関係機関との連携を図り自殺対策を推進していきます。

	事業・取組	内容	担当課
61	中小企業特別保証制度	主に資金調達の困難な小規模事業者を対象とした小口特別保証制度をはじめ、災害や売上高等の減少により経営の安定に支障を来たしている事業者等が融資を受ける場合、信用保証料を補助します。	商工課
62	若年者・離職者対策事業	新入社員および若手社員の方を対象に、職場定着率の向上や離職防止を目的としたセミナーを開催します。	産業労政課
63	八戸市無料職業紹介事業	八戸市無料職業紹介所において就職を希望する市民を対象に職業紹介を行います。	産業労政課
64	労働環境改善普及・啓発活動	労働に関する相談窓口の紹介や、働き方改革をはじめとした関係機関の職場環境改善の取組について、広報、ホームページ、チラシ・ポスター設置等により周知します。	産業労政課

【評価指標】

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2024 年度)
職場定着率の向上や離職防止を目的としたセミナーの受講者アンケートで「良く理解できた」と回答した割合	57%	70%
八戸市無料職業紹介所の職業紹介数	84 件	90 件

6. 生きる支援関連施策

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要なことから、今回の計画策定に当たり、市内の自殺対策関連事業を把握するための事業の棚卸しを行いました。

以下の事業は、基本施策及び重点施策には位置付けておりませんが、「生きる支援」に関連のある事業・取組として、基本施策や重点施策との関連性を示し、一覧にまとめました。

	事業・取組	内容	担当課	基本・重点施策との関連							
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	SOSの出し方	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
1	市民活動サポートセンターの管理運営	市民の自主的・自発的な活動を支援し、多様な社会活動への参加を促進し、市民主体のまちづくりをすすめるため、助成金等の情報収集・提供、活動団体等の交流・ネットワークづくり等といった機能をもつ市民活動サポートセンターを設置、管理運営します。	市民連携推進課（指定管理者が管理運営）	●	●		●				
2	連合町内会連絡協議会連携事業	連合町内会連絡協議会と市が連携し、市内全連合町内会長による情報交換会、地域リーダー応援講座等を開催し、地域振興を図ります。	市民連携推進課	●	●	●	●				
3	徴収の緩和制度としての納税相談	滞納者から納税について相談を受けた際、必要に応じて生活福祉課や消費生活センターなどの関係課に案内します。	収納課			●	●			●	
4	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所・幼稚園・認定こども園等で一時的に預かります。	こども未来課			●	●				
5	子育てつどいの広場事業	地域の子育て支援の拠点施設である「こどもはっち」の開設により、子育て親子が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図りながら、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行い、子育ての孤立感や負担感の緩和を図ります。	こども未来課	●		●	●				

	事業・取組	内容	担当課	基本・重点施策との関連								
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	SOSの出し方	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
6	児童虐待・DV防止推進月間における防止の呼びかけと相談、通告先の周知	児童虐待・DV防止推進月間にあわせ、年1回PRイベントを実施します。また、子育て支援課窓口にて、児童虐待及びDV被害相談、通告先を記したポケットティッシュの配布を行い、児童虐待・DV防止の呼びかけと相談、通告先の周知を行います。	子育て支援課				●	●	●			
7	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に、適切な遊び及び生活の場を提供し健全な育成を図ります。	子育て支援課					●	●			
8	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課					●	●			
9	八戸市ファミリーサポートセンター事業	地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備します。	子育て支援課	●	●	●	●					
10	老人ホーム入所措置事業	在宅で生活を送るのが困難な環境で、経済的に困っている高齢者を対象に、養護老人ホームへの入所手続きをとります。	高齢福祉課					●		●	●	
11	緊急通報装置貸与事業	健康に不安のあるひとり暮らしの高齢者等に、緊急時に対応するための連絡装置を貸与します。	高齢福祉課				●	●		●		
12	高齢者虐待防止研修会	市民又は専門職を対象に、高齢者虐待の防止に関する研修会を開催します。	高齢福祉課		●	●	●			●		
13	日中一時支援事業	在宅障がい者（児）の介護家族が、急病や冠婚葬祭、休息等により介護ができなくなった場合や障がい児の放課後に、一時預かりを行います。	障がい福祉課				●	●				
14	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給	心身に重度の障がいがあり、常時特別な介護が必要な在宅の障がい者（児）や心身に中度以上の障がいのある障がい児の保護者に手当を支給します。	障がい福祉課					●			●	

	事業・取組	内容	担当課	基本・重点施策との関連							
				ネット ワーク	人 材 育 成	普 及 啓 発	生 き る こ と の 促 進 要 因	S O S の 出 し 方	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営
15	八戸市身体障害者更生館の管理運営	障がいのある方やその家族等に対し、相談支援、社会生活訓練、レクリエーション活動等を実施します。	障がい福祉課 （指定管理者が管理運営）	●			●				
16	八戸市障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）、発達障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図ります。	障がい福祉課				●				
17	障がい者福祉合同研修会開催事業（八戸圏域連携中枢都市圏連携事業）	発達障害などの障がい者福祉をテーマとした講演会等を開催します。	障がい福祉課	●	●	●	●				
18	障害者差別解消法の啓発	啓発用パンフレットの配布や広報はちのへ、各種研修会等で、障害者差別解消法についての啓発を行います。	障がい福祉課			●					
19	身体障害者及び知的障害者相談員	障がいのある方やその家族等からの相談に応じ必要な助言、指導を行います。	障がい福祉課				●				
20	手話奉仕員養成事業	手話奉仕員養成講座を八戸市ろうあ協会に委託して実施します。	障がい福祉課		●		●				
21	手話通訳者養成研修事業	手話通訳者養成講座を八戸市ろうあ協会に委託して実施します。	障がい福祉課		●		●				
22	手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	聴覚障がい者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	障がい福祉課				●				
24	国民年金の各種届出・申請等の受理・審査	国民年金の資格取得・喪失届出や裁定請求書の受理・審査、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の申請の受理・審査を行います。経済的な理由で保険料が納められない場合は、所得や年齢等に応じて、納付の免除または猶予を申請することができます。	国保年金課				●			●	

	事業・取組	内容	担当課	基本・重点施策との関連							
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	SOSの出し方	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
25	八戸市健康まつり開催事業	市民への健康に関する意識啓発を目的として、市民フォーラムや各種検査の簡易測定、健康相談などを行います。	国保年金課			●	●				
26	国民健康保険被保険者への訪問指導事業	重複・頻回・多受診や特定健診の要治療・要生活改善・再検査未受診等の国民健康保険被保険者に対し、適正受診や生活習慣病重症化予防のための訪問指導を行います。	国保年金課				●		●	●	
27	高額療養費支給、限度額適用認定証の交付	医療費が高額になった時は、所得に応じた自己負担限度額を超えた医療費を高額療養費として支給します。事前に手続きをした方には、窓口での支払いが限度額までとなる限度額適用認定証を交付します。(国民健康保険、後期高齢者医療) ※他の健康保険にも同様の制度があります。	国保年金課				●		●	●	
28	八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」の推進	健康で生きがいのある住みよいまちを目指し、「がん予防、糖尿病予防、脳血管疾患予防、歯・口の健康づくり、心の健康づくり」を重点的施策として取り組みます。	健康づくり推進課			●	●				
29	健康カレンダーを活用した保健事業等の周知	医療・保健・福祉事業や各種相談先等について掲載し、全戸配布します。	健康づくり推進課			●	●				
30	健康講座	はちのへポータルミュージアム「はっち」や地区公民館で、生活習慣病予防や介護予防に関する講座を開催します。	健康づくり推進課			●	●		●		
31	八戸市食生活改善推進員協議会	食を通じた健康づくりのボランティアである食生活改善推進員の活動を支援します。	健康づくり推進課		●	●	●				
32	家庭訪問	特定健診で保健指導が必要な方や心身の健康面等で不安や問題を抱えている方を対象に、保健師等が訪問します。	健康づくり推進課			●	●			●	
33	ひきこもりに関する講演会	ひきこもりについての理解や対応、相談先等についての講演会を開催します。	健康づくり推進課	●		●	●		●	●	

	事業・取組	内容	担当課	基本・重点施策との関連							
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	SOSの出し方	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
34	乳 幼 児 健 康 診査、健康相 談	各種健康診査で乳幼児の疾病等の早期発見・ 早期治療と健康の保持増進を図るとともに、 保健師等による子育て等の相談を通じ、保護 者の育児不安を軽減し、安心して子育てがで きるように支援します。	健康づくり推 進課				●				
35	小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 費 助 成 ・ 小 児 慢 性 特 定 疾 病 児 童 等 自 立 支 援 事 業	小児慢性特定疾病の医療費助成や個別相談、 訪問指導、講演会等を行います。	保健予防課				●			●	
36	八 戸 市 HIV 等 検 査 ・ 相 談 事 業	エイズや性感染症に関する相談・検査を行いま す。	保健予防課				●				
37	難 病 患 者 地 域 支 援 事 業	難病に関する医療講演会や個別相談、訪問指 導等を行います。	保健予防課				●				
38	結 核 予 防 事 業	結核予防に関する各種事業（結核患者への各 種支援、健診、相談等）を行います。	保健予防課				●				
39	県 外 避 難 者 の 受 入	青森県と締結した「東北地方太平洋沖地震の 県外被災者支援のための応援要請に関する協 定書」に基づき、県外避難者の支援及び情報 提供を行います。	防災危機管理 課				●				
40	消 費 者 ア シ ス ト 隊 員 養 成 事 業	見守りネットワーク研修会の開催やアシスト 隊員へのアシストだより、グッズの送付を行 います。	くらし交通安 全課		●		●		●		
41	下 水 道 使 用 料 滞 納 整 理 事 務	滞納者から納付について相談を受けた際、必 要に応じて生活福祉課・消費生活センターな どの関係課を紹介します。	下水道業務課				●			●	
42	公 営 住 宅 事 務	公営住宅の入居者募集時には、高齢者世帯・ 母子(父子)世帯・多子世帯・障害者世帯等を 対象に一定の割合で優先枠を設け、住宅困窮 度に応じた入居選考に努めます。	建築住宅課				●		●	●	

	事業・取組	内容	担当課	基本・重点施策との関連							
				ネットワーク	人材育成	普及啓発	生きることの促進要因	SOSの出し方	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
43	公 営 住 宅 家賃滞納整理対策	滞納者は生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、納付勧奨担当を配置し、減免や分割納付など、個々の事情に応じた無理のない方法での納付を勧めます。	建築住宅課				●			●	
44	八 戸 市 奨 学 金	経済的な理由により修学が困難な市出身の優秀な学生・生徒に対し、就学に必要な資金を貸与又は給付します。	学校教育課				●	●		●	
45	青少年（中・高生）の地域活動事業	少年育成団体指導員を少年関係団体等へ派遣したり、青少年関係団体等の指導者を対象とした講座を開催します。	教育指導課		●	●	●	●			
46	青 少 年 対 策 事業	青少年健全育成のため、八戸市青少年問題協議会の開催や青少年生活指導協議会への補助金交付、研修会への講師派遣等を行います。	教育指導課	●		●	●	●			
47	愛 の 一 声 市 民 会 議 補 助 金 交 付 事 業	青少年の健全育成を図るため、関係各機関、団体等と相互に連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て、非行を未然に防止するための市民啓発活動を展開するとともに、地域ぐるみの青少年健全育成活動の推進を図ります。	教育指導課	●		●	●	●			
48	少 年 相 談 セ ン タ ー 運 営 事業	教育指導課の指導員による街頭指導や少年相談員による相談、社会環境調査、少年非行防止啓発紙「かがみ」を発行します。	教育指導課			●	●	●			
49	公 民 館 講 座 の 開 催	地区公民館において、各種講座を開催し、多様な生涯学習の機会を提供します。	社会教育課				●		●		
50	就 学 に 関 す る 相 談 ・ 事 務 事業	就学に関する本人・保護者のための相談や、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・必要な支援が行われる望ましい学びの場について審議する教育支援委員会の開催、審議内容をもとにした適切な指導・助言を行います。	こども支援センター				●	●			
51	適 応 指 導 教 室 事業	適応指導教室指導員及び教育相談員による学習支援・相談やカウンセリング、教育相談員による本人・保護者への不登校に関する相談を行います。	こども支援センター				●	●			

第4章 自殺対策計画の推進体制

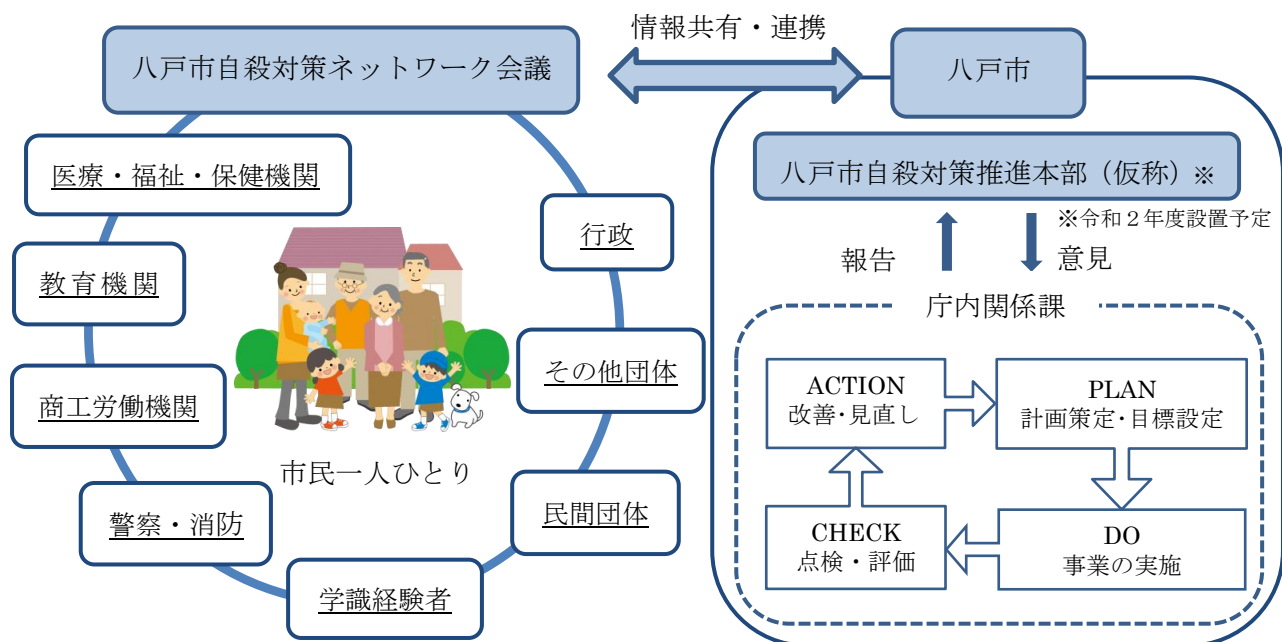
1. 推進体制

自殺対策を推進するため、「八戸市自殺対策推進本部（仮称）」を設置し、全庁的な取組として自殺対策を総合的かつ円滑に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「八戸市自殺対策ネットワーク会議」において、さまざまな分野と連携を図り、地域全体で自殺対策への取組を推進します。

2. 進捗管理

本計画では、基本施策と重点施策の全ての事業に評価指標を設定しております。個々の事業の達成状況等を踏まえ、「八戸市自殺対策推進本部（仮称）」において計画の進捗管理を行います。



<資料>

1. 自殺対策計画策定経過

日程	会議等	主な内容
平成 31 年 2 月	庁内自殺対策関連事業整理	
令和元年 5 月 16 日	令和元年度第 1 回 八戸市自殺対策庁内検討会議	・八戸市の自殺の現状及び取組について ・八戸市自殺対策計画の策定について ・庁内自殺対策関連事業について
5 月 29 日	令和元年度第 1 回 八戸市自殺対策ネットワーク会議	・八戸市の自殺の現状及び取組について ・八戸市自殺対策計画の策定について ・情報提供及び意見交換
8 月 8 日	令和元年度第 2 回 八戸市自殺対策庁内検討会議	・八戸市自殺対策計画素案について
8 月 28 日	令和元年度第 2 回 八戸市自殺対策ネットワーク会議	・八戸市自殺対策計画素案について
9 月 3 日～ 10 月 2 日	八戸市自殺対策計画素案に対する パブリックコメント実施	
10 月 17 日	令和元年度第 3 回 八戸市自殺対策庁内検討会議	・八戸市自殺対策計画最終案について
10 月 30 日	令和元年度第 3 回 八戸市自殺対策ネットワーク会議	・八戸市自殺対策計画最終案について

2. 八戸市自殺対策ネットワーク会議構成員

区分	団体名	
医療・福祉・保健機関	1	八戸市医師会
	2	八戸歯科医師会
	3	八戸薬剤師会
	4	青森県精神保健福祉士協会
	5	八戸市社会福祉協議会
	6	八戸市生活自立相談支援センター
教育機関	7	八戸市小学校長会
	8	八戸市中学校長会
	9	三八地区高等学校長協会
	10	八戸市学校保健会 養護教員部会
商工・労働機関	11	八戸商工会議所
	12	八戸労働基準監督署
	13	八戸公共職業安定所
警察・消防	14	八戸警察署
	15	八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部
学識経験者	16	八戸学院大学
民間団体	17	学習サークル「サンハウス」
その他団体	18	はちのへ若者サポートステーション
行政	19	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室

3. 自殺対策基本法

自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自

自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状

況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する

者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

いのち支える八戸市自殺対策計画

発行 八戸市

編集 八戸市保健所 健康づくり推進課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-9184 FAX 0178-47-0745

この冊子の表紙及び裏表紙は、八戸市庁舎内の使用済みの紙から再生紙をつくるオフィス製紙機で作成しました。